

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う項ずれにより、必要な整備を行うこととします。(第1条、第2条関係)

(2) その他

この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。ただし、第1条の規定は、同日までの間において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時または随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、または入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第6項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時または随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、または入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第7項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時または随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、または入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時または随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、または入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>